

令和7年度県産木材利用促進PR業務

業務仕様書

令和7年6月
岩手県

令和7年度県産木材利用促進PR業務 業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度県産木材利用促進PR業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

令和7年度県産木材利用促進PR業務

2 本業務の背景及び目的

県では、県産木材の利用を進め、岩手の豊かな森林資源を次の世代に継承するため、県民や企業等が、「木にふれる」「木を知る」「木を使う」「木を伝える」の4つの行動に、できるところから取り組む「いわて木づかい運動」を展開する取組方針を令和4年2月に決定したところ。

この県民運動については、関係団体等で構成する「いわて県産木材等利用推進協議会」や、県民、企業等が連携・協働して推進することとしている。

県民運動の展開の概要（県民・企業等の行動イメージ等）は、別紙1のとおり。

上記の県民運動の効果的な展開を図るため、本業務では、県産木材利用推進月間（10月）等の取組や、県産木材利用促進に向けた「木にふれる」「木を知る」機会を設けることを通じて、県民や企業等の間に広く県産木材等についての関心や理解を深め、積極的に「木を使う」機運の醸成を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月31日（金）まで

4 委託料上限額

3,396,800円 以内（税込）

内訳 県内向けPR 1,348,600円以内（税込）

県外向けPR 2,048,200円以内（税込）

※県内向け及び県外向けPRについて、それぞれの上限の範囲で積算内訳書を作成すること。

5 本業務の内容

- (1) 県産木材の利用促進PRイベント（木づかいフェスタ）の企画・設置・運営【県内向けPR】

ア 開催日

令和7年10月11日（土）から12日（日）まで

イ 会場

クロステラス盛岡 シルヴァン広場（岩手県盛岡市大通3丁目4-1）

ウ 内容

（ア）木に触れ・木を知るイベントの企画・設置・運営

（イ）県産木材の利用促進PRポスター印刷

- (2) MOCTION 自治体展示エリア（木材ショールーム）への出展の企画・設置・運営【県外向けPR】

ア 開催日

令和7年11月6日（木）から18日（火）まで（準備11月5日、撤収11月19日）

イ 会場

MOCTION（東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー リビングデザインセンターOZONE 5F）

ウ 内容

県産木材の魅力を発信するための展示に係る企画・設置・運営

6 詳細

(1) 県産木材の利用促進PRイベント（木づかいフェスタ）の企画・設置・運営【県内向けPR】

目 的	「2 本業務の背景及び目的」を踏まえ、県産木材の利用促進PRイベントを開催し、県民の間に広く県産木材等についての関心や理解を深め、積極的に県産木材等を利用する機運の醸成を図ること。
委 託 内 容	ア 木に触れ・木を知るイベントの企画・設置・運営 開催日：令和7年10月11日（土）から12日（日）まで 会 場：クロステラス盛岡 シルヴァン広場（岩手県盛岡市大通3丁目4-1） 想定する内容： ・木工体験（入れ替えも含め1組30分程度でできるもの。2日で100名程度） ・木材製品展示（家具、食器、雑貨等） ・県産木材利用に関するパネル展示4枚（パネルは県から支給） イ 県産木材の利用促進PRポスター印刷 県産木材への関心・理解を深めるための周知用ポスターの印刷、経費の支出までの一連の業務とする。 （ア）規格 B2、片面カラー印刷 （イ）部数 100部 （ウ）納期 令和7年9月上旬
留 意 事 項 等	・契約額にはクロステラス盛岡シルヴァン広場2日分の利用料を含む。なお、会場の利用および利用料については、クロステラス盛岡と調整済であること。 ・イベントの告知・会場の設営・撤収は会場管理者と調整すること。 ・同日に開催予定の「北のクラフトフェア」との連携について工夫すること。 ・昨年度作製したポスターのデータを元に印刷（増刷）する。

(2) MOCTION 自治体展示エリア（木材ショールーム）への出展の企画・設置・運営【県外向けPR】

目 的	「2 本業務の背景及び目的」を踏まえ、MOCTION 自治体展示エリア（木材ショールーム）への出展を通じ、建築関連企業及び家具メーカー等に県産木材の魅力を伝え、具体的な利用実績につなげること。
委 託 内 容	県産木材の魅力を発信するための展示に係る企画・設置・運営 開催日：令和7年11月6日（木）から18日（火）まで （準備11月5日、撤収11月19日） 会 場：MOCTION（東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー リビングデザインセンターOZONE 5F） 想定する内容： ・県産木材の特徴紹介（多様な広葉樹、アカマツ等の森林資源と利用実績） ・木材製品展示（家具・食器・フローリング材等） ・大船渡市林野火災復旧関連木材利用の普及啓発 ・県産木材に関するアンケート調査の実施及び協力者へのノベルティ配付（100人分）
留 意 事 項 等	・契約額には、2週間分の出展料5万円を含む。 ・2週間のうち、11月5日（水）午後に会場設営作業、11月19日（水）午前撤収作業を行い、その間のショールームにおける常駐（運営）は不要。 ・MOCTION 自治体展示エリアの概要については、別紙2を参照のこと。 ・展示内容の詳細は県産木材に関わる県内団体等と連携し決定すること。

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記(1)イにより受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとし、成果品及び成果品に収められた映像や使用した写真等（以下、「成果品等」という。）は、今後、県が自由に利用できるものとする。

なお、成果品等は、改変して利用する場合があり、その場合において、著作者の名誉・声望を害しない方法による改変利用については、著作者は作品の同一保持権を行使しないものとする。

その他詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者（再委託先を含む）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

8 成果品

提出すべき成果物は、以下のとおりとする。

(1) 実施報告書

(2) 本業務の実施状況を確認できる資料（運営マニュアル、印刷物、実績が確認できるもの、写真等）

(3) 本業務に係る資料・写真等の電子データ 一式 ※

※ 資料・写真等の電子データは、DVD・USB メモリ等の媒体に収録し、Windows10 上でデータの保存、編集、表示が可能であること。電子データの作成に使用するソフトウェアは、microsoft office シリーズを原則とし、その他のソフトウェアを使用する場合は、別途協議すること。

9 企画提案に係る留意事項等

(1) 県産木材の利用促進PRイベントの企画・運営・管理

想定する内容に記載の事項にとらわれず、自由な発想で、より効果的で魅力のある企画を提案すること。

(2) 県産木材への関心・理解を深めるための情報発信

制作スケジュール、仕上がりイメージを企画提案すること。(制作スケジュールは契約後速やかに作成し提出すること。)

(3) 自由提案

コンペ参加者は、県民の間に広く県産木材等についての関心や理解を一層深めるために、必要と考える企画内容を自由提案できるものとする。

別紙1 県民運動の実施の概要

(令和4年12月20日 いわて県産木材等利用推進協議会資料(抜粋))

II 県民運動の実施について

取組の趣旨

岩手の豊かで多様な森林資源を木材として有効利用することで、「植える、育てる、使う、植える」という森林資源の循環利用を促進し、森林がもたらす恩恵を次の世代に引き継ぐため、「木にふれる」「木を知る」「木を使う」「木を伝える」の4つの視点により、県民、企業、行政等が、できることから行動する県民運動を展開する。

概要

○名称 「いわて木づかい運動」



○キャッチフレーズ 「木で感じる ほっといわて
-使いましょう。いわての木を。-」

※R2.9いわて県産木材等利用推進協議会で決定した県産木材利用推進キャッチフレーズを使用

推進体制

いわて県産木材等利用推進協議会(会長:知事)の構成団体等と連携し、県産木材の利用促進について普及啓発を図るとともに、4つの視点による県民、企業の行動をサポートする。

取組内容

県民等の行動

木にふれる

- ① 県産木材利用促進に関するイベント等の実施
・木育広場の設置、木製品の展示等によるPR (県・団体)

木を知る

- ② ホームページ、SNS等による普及啓発
・ホームページ、SNS等による県産木材に関する情報発信 (県)
・ポスターによる普及啓発 (県)

木を使う

- ③ 住宅、商業施設等における木材利用の促進
・「木とくらしの相談所」(県森連)による住宅や商業施設への県産木材利用のコーディネート (団体)
・岩手県「木づかい宣言」事業者登録制度の普及 (県)

木を伝える

- ④ 木材利用に関する表彰
・木材利用施設及び木製品の優良事例の表彰 (県)
・児童生徒木工工作コンクールにおける優秀作品の表彰 (団体)
- ⑤ 設計士、木工品製作者向け研修会の開催
・木造設計、木工デザイン等に関する研修会の開催 (県)

各主体に期待される取組

【県・市町村】

- ・自ら率先して県産木材の利用を推進
- ・県産木材の利用及び供給確保の施策の推進

【森林所有者】

- ・所有する森林の適切な整備及び管理・保全

【林業事業者・木材産業事業者・建築事業者】

- ・自らの事業活動を通じた県産木材の利用促進を図るための取組の推進

【県民・事業者】

- ・日常生活や自らの事業活動を通じた県産木材の利用



写真：和歌山県展示をエストニア木材関連事業者が視察している様子

- | | | |
|---|--|---|
| 1 お手頃な出展料
東京都が出展しているスペースの一部をご利用いただくので、約50㎡の自治体展示エリアを2週間5万円で使用できます。
出展料 5万円 (2週間) | 2 木製品のPRに最適な場所
MOCTIONが入っているOZONEには住まいやインテリアに関心の高いお客さまが多く来館されます。そんなお客さまに見ていただくチャンスです。 | 3 SNS と WEB で展示を告知
会期の始めにMOCTIONのLINEならびにInstagram登録者に展示内容を告知します。また、MOCTIONのWEB告知のリンク等を自治体でも告知いただくことで手軽にPRできます。
SNS |
| 4 MOCTION スタッフが展示をご案内
会期中お立会いいただかなくても、設営の際にスタッフに見どころをお伝えいただければご不在時には代わってご説明いたします。もちろん駐在も可能です。
STAFF | 5 商品調査の場として活用
展示期間中に、出品した木製品のアンケート(商品調査)を実施できます。アンケートに協力いただいた方へのノベルティをご用意いただくことで効果的です。 | 6 出展後もMOCTIONが継続してPR
展示期間終了後も、MOCTION内にパンフレット・サンプル等を展示し継続してMOCTION来館者へ出品した木製品をPRいたします。
PR |

国産木材活用の企画展示一例



お問い合わせ

出展受付

東京都 産業労働局 農林水産部 森林課
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1第1本庁舎21F
TEL:03-5320-4855
※各都道府県担当者を通じてご連絡ください。

展示方法等のご相談

国産木材の魅力発信拠点 MOCTION
〒163-1062 新宿区西新宿3-7-1
新宿パークタワー リビングデザインセンター OZONE 5F
TEL:03-6258-0082 ✉ info@motion.jp



チラシ作成日: 2024年10月



東京都

この活動は東京都が運営しています。国産木材活用・オフィス木質化は、全国各地と東京都が連携して行っています。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（個人情報管理責任者等）

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（漏えい、毀損及び滅失の防止等）

第4 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（教育の実施）

第5 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（1）在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

（2）特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

（指示、報告等）

第6 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故発生時の対応）

第7 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。